

(次期) 北九州市障害者支援計画の「基本的な施策」(案)

分野1. 生活の支援(障害福祉サービスの充実)

1. 基本的な考え方

障害の有無にかかわらず、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

2. 施策の方向性

- (1) 「意思決定支援の推進」
- (2) 「障害福祉サービスの質の向上等」
- (3) 「障害のある子どもに対する支援の充実」
- (4) 「福祉用具等の普及促進」

3. 基本的な施策

(1) 「意思決定支援の推進」

1-(1)-1

障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを進めます。

1-(1)-2

障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供を促進します。

1-(1)-3

意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。

1-(1)-4

知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

(2) 「障害福祉サービスの質の向上等」

1-(2)-1

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、障害の特性（病状の変化や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。

1-(2)-2

障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。

また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修情報等の提供に努めます。

1-(2)-3

障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。

1-(2)-4

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。

また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進等に努めます。

(3) 「障害のある子どもに対する支援の充実」

1-(3)-1

障害のある子どもの発達を支援する観点から、保健・医療・障害福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

1-(3)-2

障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心と

した巡回カウンセラー等の派遣等を行い、職員等の資質向上を図ります。
また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。

1-(3)-3

障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。

また、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、市立保育所での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。

1-(3)-4

障害のある子どもに対して、児童福祉法に基づく児童発達支援等のサービスを提供するとともに、居宅介護、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障害福祉サービスを提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。

1-(3)-5

障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実に努めます。

1-(3)-6

障害のある子どもの特性に合わせた養育支援、保護者負担軽減のための一時的休息（レスパイト）等の家族支援として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等を実施します。

併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。

1-(3)-7

心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

（４）「福祉用具等の普及促進」

1-(4)-1

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。

また、福祉用具プラザなどにおける福祉用具の展示や相談を通じて、福祉用具に関する情報提供等を行うとともに、その普及を促進します。

1-(4)-2

市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。

分野2. 保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）

1. 基本的な考え方

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。

2. 施策の方向性

- (1) 「精神保健・医療の適切な提供等」
- (2) 「保健・医療の充実等」
- (3) 「保健・医療を支える人材の育成・確保」
- (4) 「難病に関する保健・医療施策の推進」
- (5) 「障害の原因となる疾病等の予防・治療」

3. 基本的な施策

(1) 「精神保健・医療の適切な提供等」

2-(1)-1

学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。

2-(1)-2

精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。

また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の充実を図ります。

2-(1)-3

精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。

2-(1)-4

精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、心理職等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。

2-(1)-5

精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会等の適切な運営に努めます。

2-(1)-6

地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するため精神障害者支援地域協議会を開催します。

(2) 「保健・医療の充実等」

2-(2)-1

様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）を持つことを促進します。

2-(2)-2

発達障害について、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。

2-(2)-3

医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取り組みを推進します。

また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。

2-(2)-4

障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上のため、北九州市口腔保健推進会議での意見等を参考に、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、口腔の健康の保持・増進を図る取り組みの検討を進めます。

2-(2)-5

障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、重度障害者医療、特定医療（指定難病）等の医療費の助成を行います。

また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。

(3) 「保健・医療を支える人材の育成・確保」

2-(3)-1

市民の健康相談等を行う保健所、区役所等の職員の資質の向上を図るとともに、保健・医療・障害福祉事業従事者間の連携を図ります。

2-(3)-2

障害のある子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対する、障害に係る専門的な知識や障害のある子どもに対応する方法、医療機関における円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。

2-(3)-3

障害のある人や高齢者等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・障害福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成等、地域リハビリテーションの推進に取り組みます。

(4) 「難病に関する保健・医療施策の推進」

2-(4)-1

難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

2-(4)-2

難病患者に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

(5) 「障害の原因となる疾病等の予防・治療」

2-(5)-1

妊産婦健診、乳幼児健診、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・障害福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

2-(5)-2

周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。

2-(5)-3

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、救急医療・急性期医療・専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

2-(5)-4

生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防について、「北九州市健康づくり推進プラン」等に基づき推進します。

分野3. 地域包括ケアシステムの構築（地域移行支援、相談体制の充実）

1. 基本的な考え方

障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

2. 施策の方向性

- (1) 「地域移行支援・地域生活支援の充実」
- (2) 「相談支援体制の充実」
- (3) 「地域福祉の充実」
- (4) 「障害福祉を支える人材の育成・確保」

3. 基本的な施策

(1) 「地域移行支援・地域生活支援の充実」

3-(1)-1

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・障害福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3-(1)-2

入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談をはじめ、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応など、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。

また、生活に不都合が生じた場合の施設の受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。

3-(1)-3

家族と在宅生活を送っている障害のある人が、何らかの理由で、家族等からこれまでと同様の支援が受けられなくなった場合においても、継続して地域での生活が維持できるように、在宅生活支援の仕組みを検討します。

3-(1)-4

在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供するための体制の整備を図ります。

3-(1)-5

地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援をはじめ、地域生活の場であるグループホームに対する支援を行うとともに継続的な利用を促進します。

3-(1)-6

常時介護を必要とする障害のある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。

3-(1)-7

障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。

3-(1)-8

障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

3-(1)-9

外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。

3-(1)-10

触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、司法関係者や地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

(2) 「相談支援体制の充実」

3-(2)-1

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

3-(2)-2

どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、アウトリーチ（訪問支援）を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。

3-(2)-3

基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーをはじめとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。

様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気付き、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。

3-(2)-4

相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。

3-(2)-5

発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。

併せて、市立総合療育センターとかかりつけ医の連携、発達障害者支援センターを中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・教育・就労・地域社会の協働による包括的な支援を進めます。

3-(2)-6

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、（仮称）北九州市難病相談支援センターを拠点に、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。

また、地域における難病患者やその家族が安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、医療相談会等の取り組みを実施します。

3-(2)-7

難病患者やその家族をはじめ、医療・障害福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。

3-(2)-8

高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

(3) 「地域福祉の充実」

3-(3)-1

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。

3-(3)-2

精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まいの確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。

3-(3)-3

精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。

3-(3)-4

発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。

3-(3)-5

行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めると共に、専門家等による家族支援の強化を図ります。

併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行います。

(4) 「障害福祉を支える人材の育成・確保」

3-(4)-1

「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流などの取り組みを充実し、併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めます。

3-(4)-2

精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。

3-(4)-3

発達障害のある人の家族に対する心理的ケアと、家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。

また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。

3-(4)-4

障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。

また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。